

判決年月日	平成 2 5 年 4 月 1 8 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成24年(ネ)10028, 10045号		
○ 数量的に可分な債権の一部につき訴えを提起したとしても、当該訴訟においてその残部について権利を行使する意思を継続的に表示していると認められる場合には、当該残部の債権についても消滅時効の進行が中断する。当該訴訟係属中に訴えの変更により残部について請求を拡張した場合には、消滅時効が確定的に中断する。 ○ 本件各発明に係る相当対価の支払請求債権は期限の定めのないものと認めざるを得ず、本件各発明が実施された日から 5 年を経過した日が消滅時効の起算点であるとしても、その翌日からの遅延損害金の発生は認めることができず、催告のあった日の翌日から発生する。			

(関連条文) 平成16年法律第79号による改正前の特許法35条3項、民法153条、412条3項

被告の元従業員である原告は、被告に対し、平成16年法律第79号による改正前の特許法35条に基づき、原告が被告に承継させた職務発明に係る特許を受ける権利について、相当の対価と主張する31億3800万円又は15億6900万円から受領済みの出願時補償金及び登録時補償金を控除した残額の一部として150万円並びにこれに対する訴状送達の日である平成19年5月24日からの遅延損害金の支払を求めたが、東京地方裁判所(平成19年(ワ)第12522号)は、消滅時効の完成を理由に原告の請求を棄却した。第1次控訴審(平成20年(ネ)第10039号)において、知的財産高等裁判所は、消滅時効は未だ完成していないと判断して、本件を東京地方裁判所に差し戻した(第1次控訴審判決)。最高裁判所は被告による上告受理申立てを不受理とし、第1次控訴審判決は確定した。差戻後の原審において、原告は請求を拡張し、相当の対価として主張する2億4281万6039円から受領済みの出願時補償金及び登録時補償金を控除した2億4281万1239円並びにこれに対する支払期限到来日の翌日である平成10年10月8日から支払済みまでの遅延損害金の支払を求めた。

原判決は、5900万円及びこれに対する平成10年10月8日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を認める限度で原告の請求を認容した。

第2次控訴審の主な争点は、①一部請求後に訴えを拡張した場合、拡張部分の消滅時効はいつ中断するのか、②遅延損害金の発生時期、③相当対価額である。

本判決は、概要、以下のとおり判示し、第2次控訴審判決を変更した。

1 数量的に可分な債権の一部につき訴えを提起したとしても、当該訴訟においてその残部について権利を行使する意思を継続的に表示していると認められる場合には、請求さ

れている金額についてその残部の訴訟物が分断されるものではなく、また、残部について催告が継続的にされていると認めることができるから、当該残部の債権についても消滅時効の進行が中断するものと解すべきである。そして、当該訴訟係属中に訴えの変更により残部について請求を拡張した場合には、消滅時効が確定的に中断する。

本件において、原告は、訴状において、相当対価の総額として主張した約20億6300万円から既払額を控除した残額の一部として150万円及びこれに対する遅延損害金の支払を請求するとしつつ、「本件請求については時効の問題は生じないものと考えられるが、被告からいかなる主張がなされるか不明であるので、念のため、一部請求額を『150万円』として本訴を提起したものであり、原告は追って被告の時効の主張を見て請求額を拡張する予定である」と記載していたのであるから、本件訴訟で時機をみて残部についても権利を行使する意思を明示していたと認められる。したがって、当該残部の請求債権の消滅時効の進行は、遅くとも上記訴状を第1回口頭弁論期日において陳述した平成19年6月26日に催告によって中断し、この催告は原告の特段の主張がない限り本件訴訟の係属中継続していたと認めるべきところ、その後、平成21年8月17日に原告が訴えの変更により残部について請求を拡張したことにより、当該残部の請求債権の消滅時効は確定的に中断したものであるというべきである。

2 本件で原告が請求する職務発明の相当対価は、発明等取扱規則9条の褒賞金に関するものであるところ、同条は、「会社が、特許権等に係る発明等を実施し、その効果が顕著であると認められた場合その他これに準ずる場合は、会社は、その職務発明をした従業員に対し、褒賞金を支給する。」としており、同規定は、会社が発明を実施しその効果を判定できるような一定期間の経過をもって、職務発明者が同褒賞金にかかる相当対価の支払を求めることができるようになる旨を定めたものと解するのが相当である。そして、被告の特許報奨取扱い規則の6条には職務発明者に「営業利益基準」に基づき一定の報奨金が支払われることが、1条には上記「営業利益基準」が報奨申請時の前会計年度から起算して連続する過去5会計年度における対象事業の営業利益を基準とするものであることが規定されている。

しかし、被告の発明等取扱規則又は特許報奨取扱い規則には、褒賞金の支払期限に関する定めはなく、上記の規定が、職務発明者の請求がなくとも被告が上記期間（当裁判所が拘束される第1次控訴審判決の判断における期間は5年である。）の経過をもって直ちに褒賞金の支払の履行がされるべき旨を定めたものと解することはできない。そして他に、褒賞金の支払期限が確定期限であるとの約束がされたことを認めるに足りる証拠もない。したがって、本件各発明に係る相当対価の支払請求債権は期限の定めのないものと認めざるを得ず、原告が主張するように、本件各発明が実施された平成5年10月7日から5年を経過した平成10年10月7日の翌日である同月8日からの遅延損害金の発生は認めることができない。

期限の定めのない債権の債務者は、履行の請求を受けた時から遅滞の責めを負うところ、

被告が原告から本件各発明に係る相当対価の支払請求債権の履行の催告を受けたのは平成19年2月1日であるから、被告は同日をもって遅滞に陥る。したがって、本件各発明に係る相当対価の支払請求債権の遅延損害金は、その翌日である平成19年2月2日から発生する。